5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
井手重夫
佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙241
中原俊二
福岡県久留米市南３丁目19番７号
7　出願公表の年月日　平成24年４月23日

1　品種登録の番号　第23751号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　あそのこゆき
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
大嶌開太郎
熊本県熊本市十禅寺２丁目10―６
7　出願公表の年月日　平成24年５月29日

1　品種登録の番号　第23752号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）の実（み）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
井手重夫
佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙241
中原俊二
福岡県久留米市南３丁目19番７号
7　出願公表の年月日　平成24年６月19日

1　品種登録の番号　第23753号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　豊雪姫（とよゆきひめ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成24年９月12日

1　品種登録の番号　第23754号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　ももいろほっぺ２号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社角田ナーセリー
愛知県一宮市萩原町萩原橋上14―１
7　出願公表の年月日　平成24年11月８日

1　品種登録の番号　第23755号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Penstemon Schmidel.
4　登録品種の名称　プレーリートワイライト
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
NUtech Ventures
1320 Q St. Lincoln, Nebraska 68508, USA
7　出願公表の年月日　平成24年８月21日

1　品種登録の番号　第23756号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sutera Roth
4　登録品種の名称　DANCOP40
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 50297 Israel
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第23757号
2　品種登録の年月日　平成26年11月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sutera Roth
4　登録品種の名称　DANCOP41
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 50297 Israel
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十一月十八日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町菅字井川谷七三二の一、七三三の二、七三四、七三二の一一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井川谷七三二の一一（次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　ものとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十一月十八日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字小屋迫一六一七の一、一六一七の六、一六一七の二から一六一七の五まで、一六一七の二八から一六一七の五二まで
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第千六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十一月十八日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下椎原四二六八の一
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下椎原四二六八の一（次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）